- 1. 件名: 重大事故等対応現地シーケンス訓練及び大規模損壊訓練の実施時期等 についての意見交換に関する面談
- 2. 日時: 令和2年12月4日 13時30分~14時45分
- 3. 場所:原子力規制庁2階 B会議室
- 4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

小坂企画調査官、吉野企画調査官、北村主任原子力専門検査官、 長澤主任原子力専門検査官、比企原子力検査官

## 北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力安全・品質保証グループ 副主幹 他1名 東北電力株式会社

原子力部 原子力運営 副長他1名

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所 原子力安全センター 防災安全部 防災安全グループ グループマネージャー 他16名

中部電力株式会社

原子力部 防災・核物質防護グループ 課長 他1名 北陸電力株式会社

原子力部 原子力発電運営チーム 統括 他1名 関西電力株式会社

原子力事業本部 発電グループ マネジャー 他2名 中国電力株式会社

電源事業本部 原子力運営グループ 副長 他1名 四国電力株式会社

伊方発電所 安全管理部 訓練計画課 課長 他2名 九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力発電グループ 課長 他2名 日本原子力発電株式会社

発電管理室 プラント管理グループ マネージャー 他4名 電源開発株式会社 原子力技術部 運営基盤室 技術基盤タスクマネージャ 他2名 原子力エネルギー協議会 副長 他2名

## 5. 要旨

- 〇原子力規制庁から、新規制基準に適合した保安規定施行後または特定重大 事故等対処施設の設置後に行う、重大事故等対処の現場シーケンス訓練及 び大規模損壊訓練の実施時期について、使用前検査もしくは使用前事業者 の進捗状況との関連性を資料に基づき伝えた。
- ○東京電力ホールディングス株式会社から、当該訓練の実施時期については、 当該訓練に関わる施設、機器の使用前検査もしくは使用前事業者検査がほ ぼ終了した状態で行うのかについて質問があり、原子力規制庁から、その解 釈でおおむね問題ないと思われるが、各検査の状況を確認した上で判断す ると伝えた。
- 〇中部電力株式会社及び九州電力株式会社から、検査実施のスケジュールの 調整方法について質問があり、原子力規制庁から、原子力エネルギー協議 会を中心にスケジュール調整を行うよう依頼した。
- 〇九州電力株式会社から、シナリオ検査が終了した後、シナリオの変更が生じた場合の処置についての質問があり、原子力規制庁から、変更の都度、計画書の提出及び変更点を説明するよう依頼した。

## 6. その他

資料:SA、大規模損壊訓練検査実施時期の考え方